

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 102 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料 <u>1 回につき 450 点</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 助産師外来で実施する妊婦健診・保健指導料</p> <p>ア 妊娠時 <u>1 回につき 450 点</u></p> <p>イ 産褥期 <u>1 回につき 250 点</u></p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>ケミカルピーリング料</u></p> <p><u>1 回につき、医科点数表第 1 章基本診療料に定める外来診療料の点数に800点を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 <u>病院から遠隔地に居住し、医師が病院の近隣で待機が必要と認められた妊婦が利用する宿泊施設の利用料の額は、1 室 1 泊につき1,050円とする。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。